

令和6年国東市農業委員会

第11回（11月）総会議事録

1. 開催日 令和6年11月11日（月）午後2時00分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 14名出席
4. 欠席委員 （13番 徳丸委員は令和5年8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第59号 農用地利用集積計画について
 - 議案第60号 農用地利用配分計画について
 - 議案第61号 農地法の規定による非農地証明の交付について
6. 報告事項
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	定刻になりましたので、令和6年第11回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。 では、本日の資料を確認します。 (資料確認終了) 出席確認 本日は、徳丸委員が令和5年8月いっぱいで辞任し1名欠員ですから、在任委員総数14名中14名の出席となります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。 それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。9番 森委員、12番 上原委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それではさっそく議事に入ります。 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請、申請番号57番から申請番号59番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
松原委員	申請番号59番ですが、受人は機械を持っているのでしょうか。
事務局	申請書提出時に行政書士に確認しましたところ、草刈り機1台、コンバイン1台、耕運機1台を持っているとのこと。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。

	(意見・質疑なし) それでは、議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 58 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 58 号 農地法第 4 条の規定による許可申請、申請番号 7 番について事務局より説明がありましたが、本日ご出席の有長農地利用最適化推進委員から補足等説明をお願いします。
有長推進委員	(申請番号 7 番について補足説明)
議 長	事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、議案第 58 号の申請番号 7 番について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 58 号申請番号 7 番については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 59 号 農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。 (資料に沿って説明)

	議案第 59 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、議案第 59 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 59 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。 それでは次に、議案第 60 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。 (資料に沿って説明)
事務局 議 長	議案第 60 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 60 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 60 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 61 号 農地法の規定による非農地証明の交付について事務局より説明をお願いします。 (資料に沿って説明)
事務局 議 長	議案第 61 号 農地法の規定による非農地証明の交付について、申請番号 25 番と 26 番について事務局より説明がありました

	が、ご意見・ご質疑はございませんか。
松原推進委員	申請番号 25 番ですが、道まで入っているのでしょうか。
事務局	入っています。
吉本委員	分筆はしていなかったのでしょうか。市道が入っているのではないのでしょうか。市道部分も固定資産税を支払っているのではないのでしょうか。
佐藤副会長	非農地証明の前に、建設課が分筆して登記しなおさなければならぬ案件ではないのでしょうか。
吉本委員	事務局は、市道部分の固定資産税まで支払いしているかどうか調べておく必要があるのではないのでしょうか。
議 長	もう一度整理しなおして、来月論議しなおすようにしましょうか。 そのほか質疑はないのでしょうか。 (質疑・意見なし) それでは、申請番号 25 番については建設課や税務課などに調査したうえで、来月 1 2 月総会で再度審議することとします。 では、申請番号 26 番についてご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 61 号 農地法の規定による非農地証明の交付についての申請番号 26 番について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 61 号 農地法の規定による非農地証明の交付についての申請番号 26 番は、全会一致で承認されました。

副会長	ほかに全体を通じてご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) 本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。 それではこれもちまして、第11回農業委員会総会を終了いたします。 議 長 議事録署名委員 議事録署名委員
------------	--